

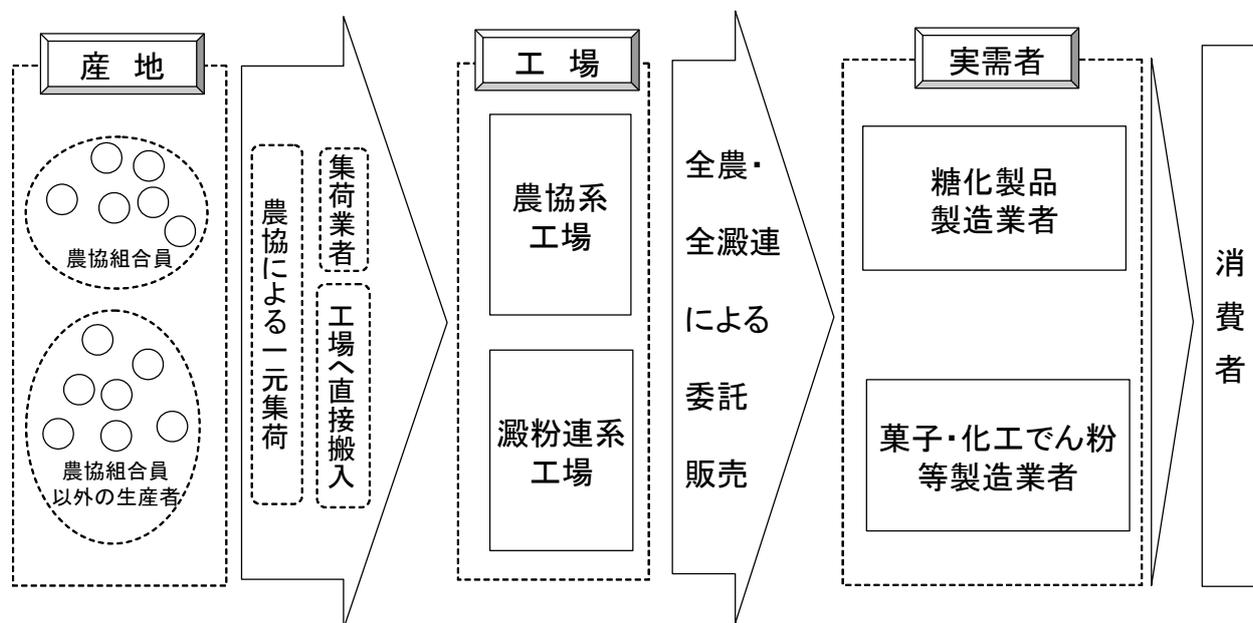
7章 でん粉原料用さつまいも・でん粉の流通と各種制度

1. 原料用さつまいもの集荷体制

でん粉原料用さつまいも及びさつまいもでん粉の流通は以下のとおり。現在の品目別経営安定対策の下では、交付金の交付を受けるために、生産者はでん粉工場との間で売渡契約を締結することが要件となっている。

ほ場から掘り取ったさつまいもは大きく3つの流れで工場に集荷される。一つは農協による一元集荷で地域内のさつまいもを農協が集荷し、管内の工場へ配分するもので、県内では出水地域や熊毛地域で行われている。二つめは集荷業者による集荷で、原料用さつまいもの仲買を行う業者が、でん粉原料用さつまいもを代理集荷し工場へ搬入するもの、三つめは生産者が工場へ直接搬入するものである。

図7-1 でん粉原料用さつまいも及びさつまいもでん粉の流通フロー図



2. 原料用さつまいもの流通対策

鹿児島県さつまいも・でん粉対策協議会（平成16年以前は鹿児島県甘しょでん粉対策協議会 以下「協議会」という）は、鹿児島県原料用さつまいも及びさつまいもでん粉の生産・流通等に係る基本方針を一体的に推進し、さつまいも生産農家の所得向上と関連産業の経営安定を図ることを目的に、県及び鹿児島県農業協同組合中央会、鹿児島県澱粉協同組合連合会などの関係機関・団体を会員とし、昭和40年7月に設立された。本協議会が中心となって、でん粉原料用さつまいもの流通に関して各種対策を講じてきた。

ア でん粉原料用さつまいもの自主検査

原料用さつまいもの検査については、昭和25年に施行された「いも類検査条例」に基づき実施されてきたが、同条例が昭和39年に廃止されたことに伴い、昭和47

年に協議会で原料用さつまいもの品質向上を目的として「原料用甘しょ自主検査実施要領」等を策定し、自主検査を行ってきた。

鹿児島県原料用甘しょ自主検査実施要領

(目的)

第1 原料用甘しょの品質向上と公正円滑な取引を図るための自主検査を推進すること目的とする。

(規格基準の設定)

第2 自主検査は知事が定める規格基準に基づいて行う。規格基準は鹿児島県甘しょでん粉対策協議会の意見を聞いて別に定める。

(検査の主体)

第3 自主検査は受入工場において、規格基準に基づいて自主的に行うものとする。

(自主検査の指導等)

第4 知事は自主検査並びに規格基準の普及徹底を図るため、説明、研究会等を開催する。

2 知事は規格基準を定めたとき、又は改正したときは、直ちに周知の措置を講ずる。

3 規格基準に基づく自主検査の指導は、県並びに県甘対協が行う。

4 支庁、農林事務所は、地区甘対協と連携して、規格基準に基づく自主検査の普及推進を図るとともに、地区間の連携並びに苦情の処理に当たるものとする。

(その他)

第5 自主検査の実施に必要な事項について、知事は県甘対協と協議して運営細則を別に定める。

附則 この要領は昭和47年4月1日から実施する。

原料用甘しょ流通規格基準

1 原料用甘しょ

(1) 種類

加工用かんしょ

(2) 規格

ア 量目

37.5キログラムまたは45キログラム

イ 包装

麻袋、サイザル袋又は車輛等によるはだか積み

ウ 品位				
等級	品種	1個の重量	乾燥	調整
1等	カネサガシ 農林2号	75g以上	保管に耐える程度に 十分乾燥したもの	下記のものが混入又は 付着していないもの (1) 1等以外の品種のもの (2) 腐敗変質しているもの (3) 病害を受けているもの (4) いもづる、ひげ及び尾根 の切取の不十分なもの (5) 土砂、ゴミ等の異物の混 入が1%以上のもの
2等	その他品種	同上	同上	同上ただし(1)を除く

格外 1等及び2等に合格しないもの

イ でん粉原料用さつまいもの需給調整

「協議会」では毎年でん粉原料用さつまいもおよびさつまいもでん粉の需給調整を行ってきたが、平成5年産については、度重なる気象災害の影響で作柄が悪く生産量が需要量を大幅に下回ることが予測されたことから、用途間の原料集荷の競合を避けるため、「甘しょ生産集出荷対策会議」を開催し、操業時期の繰り下げなど関係業界による申し合わせ事項等の取決めを行った。

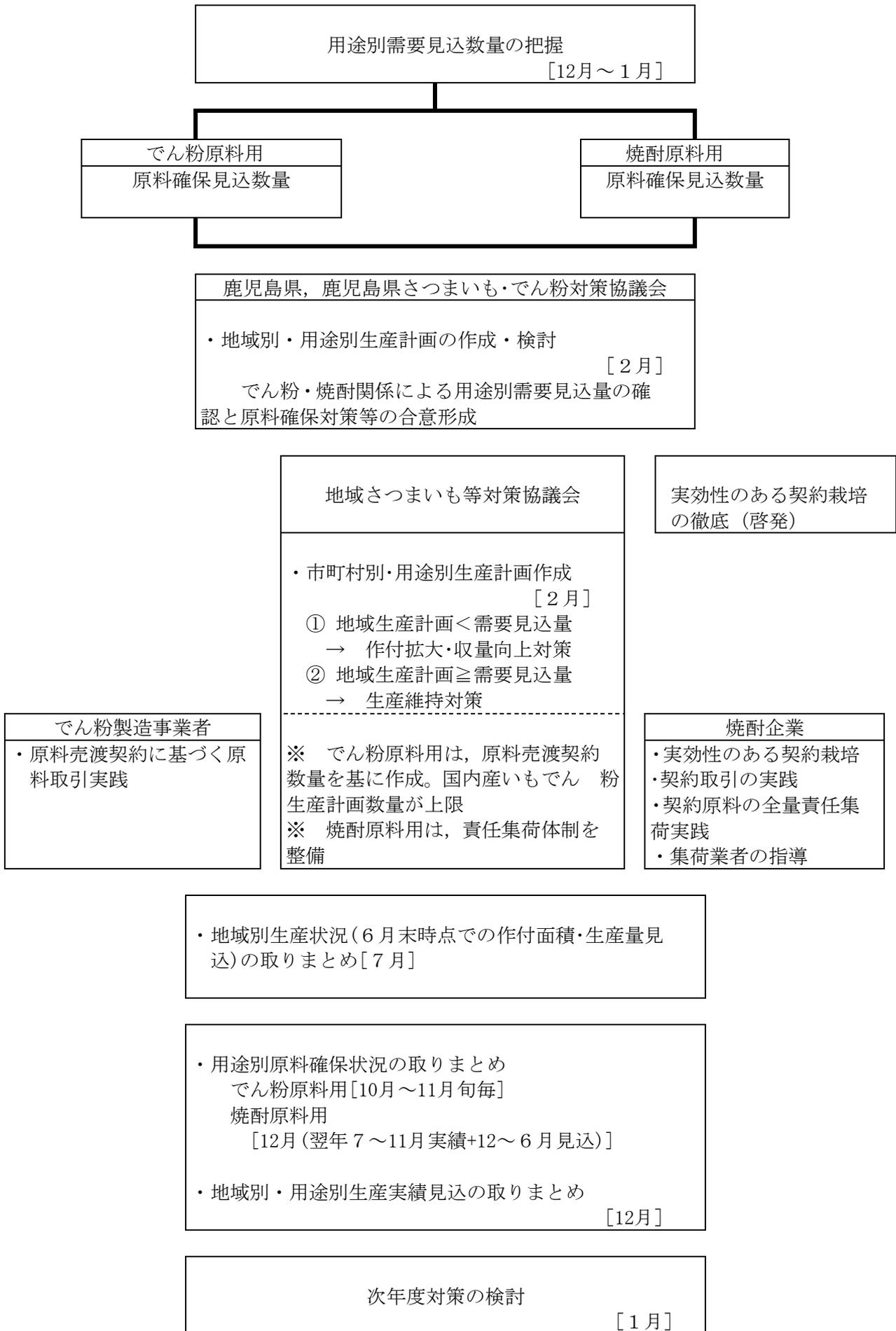
平成6年産からは、宮崎県のでん粉工場の休止に伴い、宮崎県産原料を本県のでん粉工場で受け入れてきた。

本格焼酎ブームにより焼酎原料用さつまいもの需要が増えてきたため、用途別需要量の適正な確保を図るため、平成16年度には鹿児島県酒造組合（旧鹿児島県酒造組合連合会）が新たに協議会の会員に加わった。

その後、さつまいもの主な用途であるでん粉用と焼酎用について、毎年、確保方針を策定し、県段階と地域段階で実践している。

県段階では、用途別需要見込を把握し、各地域に生産目標数量として提示する。各地域では提示された生産目標数量を基に、生産計画を作成し、需要に見合った生産量が確保されるようでん粉製造事業者、焼酎企業、関係機関・団体と緊密な連携を図り、実需者（でん粉・焼酎関係企業）の需要見込量に見合う原料の確保・調整を行っている。さつまいもの収穫が終わる12月頃には、でん粉原料用及び焼酎原料用さつまいもの集荷状況を把握し、次年度対策を検討している。

原料用さつまいも需給調整イメージ



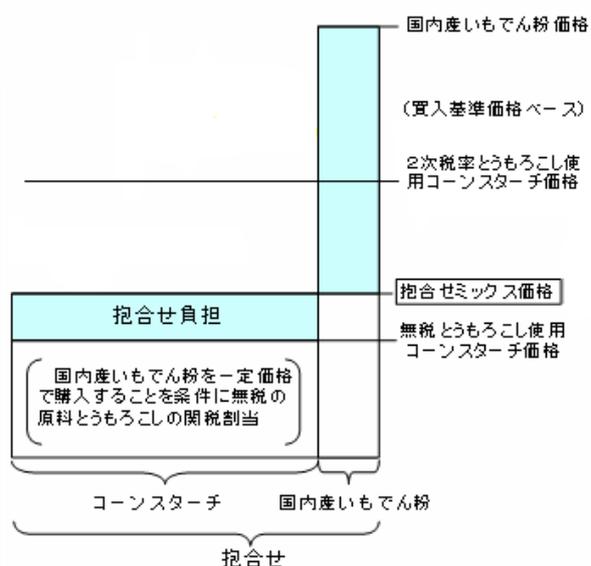
3. でん粉原料用さつまいもに関する制度

ア 農産物価格安定法（昭和 28 年～平成 18 年）

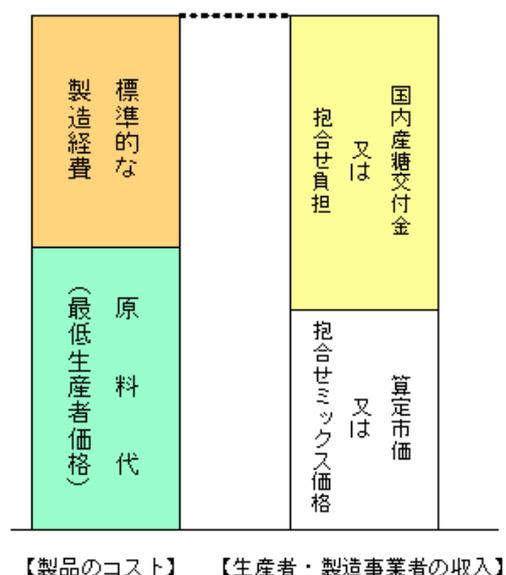
米麦に次いで重要な農産物（かんしょ、馬鈴薯、大豆、なたね）の価格が適正な水準から低落することを防止し、生産の確保と農家所得の安定に資することを目的として昭和 28 年に制定された。

かんしょについては、でん粉生産者が原料基準価格（政府が毎年 10 月 20 日までに公表）以上の価格で買入れたかんしょを原料として生産されたでん粉を、政府が必要な時期に必要な量を政府買入価格（政府が毎年 10 月 20 日までに公表）で買入れることにより適正価格を確保することとなった。昭和 30 年代はかんしょでん粉の供給量が需要量を上回る状態が続き、でん粉の政府買入価格は昭和 28 年の 47,200 円/t から昭和 33 年頃には 41,300 円/t まで低下した。また、昭和 37 年頃から国内産でん粉と競合する輸入とうもろこしを使ったコーンスターチの生産が急増し、でん粉の政府買入れを通じて、でん粉及び原料かんしょの価格維持を図るといふ農産物価格安定法の運用のみでは十分その目的を果たし得なくなってきた。こうした情勢に対応して、昭和 43 年以降輸入とうもろこしの関税割当制度の運用により、国内産でん粉と抱き合わせ使用される糖化用コーンスターチの原料とうもろこしの関税を無税にすることにより国内産でん粉の需用の確保と価格の安定が図られることになった。

【抱き合わせ制度】



【生産者・製造事業者への支援】



(資料) 農林水産省生産流通振興課資料より

イ 原料かんしょ取引指導価格（昭和 49 年～平成 18 年）

昭和 49 年産原料用かんしょの原料基準価格決定に際し、いも作に対する危機感から、1,000 円/1 俵（60k g）の農家手取額確保についての強い要請が生産者からあったが、農産物価格安定法の枠の中で価格を要請どおり引き上げることは困難であった。しかし、当時の糖化製品市況がかなり高水準であった状況の中で、糖化用無税コーンスターチと抱き合わされる国内産でん粉の生産者団体から糖化業者へ売り渡される取引価格を農林水産省（当時の農林省）が指導することとなった。この結果、取引指導価格は昭和 56 年から昭和 60 年には 1,360 円/1 俵が確保された。

ウ 特定原料用かんしょ特別集荷奨励金（昭和 50 年～平成 18 年）

昭和 50 年産原料用さつまいもの価格決定に際して、取引指導価格を 1,050 円/1 俵に引き上げるための指導がなされたが、前年とは異なる厳しい市況のため実現は困難であった。

このため、政府の財政措置により原料用さつまいもの集荷業者に対し、特別奨励金（35 円/俵）を交付することにより、取引指導価格の実現が図られた。

その後、取引指導価格の上昇に伴い集荷奨励金も増加し、昭和 55,56 年には 300 円/1 俵となり、国の財政負担が大きくなった。

表 7-1 でん粉原料用さつまいもの原料基準価格等の推移（単位：円/t）

年次	かんしょ		でん粉	年次	かんしょ		でん粉
	原料基準価格	取引指導価格	政府買入基準価格		原料基準価格	取引指導価格	政府買入基準価格
昭. 28	7,466	-	47,199	昭. 55	26,570	35,333	139,720
昭. 29	7,600	-	47,199	昭. 56	27,730	36,267	148,220
昭. 30	6,933	-	43,199	昭. 57	28,150	36,267	154,840
昭. 31	6,533	-	41,599	昭. 58	28,290	36,267	157,840
昭. 32	6,533	-	41,332	昭. 59	28,540	36,267	158,700
昭. 33	6,657	-	41,332	昭. 60	28,810	36,267	159,470
昭. 34	6,667	-	41,332	昭. 61	28,620	35,840	157,020
昭. 35	6,667	-	41,332	昭. 62	27,493	34,400	148,480
昭. 36	6,933	-	42,138	昭. 63	26,476	33,130	143,970
昭. 37	7,333	-	43,067	平. 元	26,476	33,130	145,827
昭. 38	8,000	-	44,800	平. 2	25,717	32,180	142,634
昭. 39	8,000	-	44,800	平. 3	25,469	31,870	141,574
昭. 40	8,533	-	46,800	平. 4	25,469	31,870	141,574
昭. 41	9,066	-	49,867	平. 5	25,469	31,870	141,574
昭. 42	9,600	-	53,333	平. 6	25,469	31,870	141,223
昭. 43	9,870	-	54,130	平. 7	25,469	31,870	141,223
昭. 44	10,130	-	54,800	平. 8	25,469	31,870	141,223
昭. 45	10,670	-	56,090	平. 9	25,401	31,740	141,519
昭. 46	11,100	-	57,780	平. 10	25,334	31,620	140,322

昭．47	11,400	-	59,180	平．11	25,278	31,520	139,367
昭．48	13,220	-	68,750	平．12	25,233	31,430	138,684
昭．49	18,240	26,667	94,770	平．13	25,233	31,430	138,611
昭．50	19,930	28,000	104,310	平．14	25,173	31,310	138,516
昭．51	21,500	29,333	112,920	平．15	25,098	31,160	138,296
昭．52	22,910	31,200	120,630	平．16	25,078	31,120	137,907
昭．53	23,350	31,867	122,320	平．17	25,063	31,090	137,704
昭．54	24,130	32,933	127,160	平．18	25,033	31,030	137,511

(資料) 農林水産省「いも・でん粉に関する資料」

エ でん粉原料用さつまいも政策の見直し（平成18年～）

平成16年8月の食料・農業・農村政策審議会企画部会の基本計画中間論点整理において、以下のような整理がなされた。

- てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ・かんしょといった原料作物については、特定の地域の農業における基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることを踏まえて対策を構築すべきである。
- その際、市場原理の一層の導入や関連産業も含めたコスト削減の推進に資するものとして施策のあり方を検討する必要がある。
- でん粉原料用かんしょについては、代替作物に乏しい自然条件の下で、その多くが零細な経営により生産されている実態を踏まえた対応が必要。

これを受けて、平成16年8月から平成17年3月まで「砂糖及びでん粉に関する検討会」においてでん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向が検討された。

『でん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向』の概要

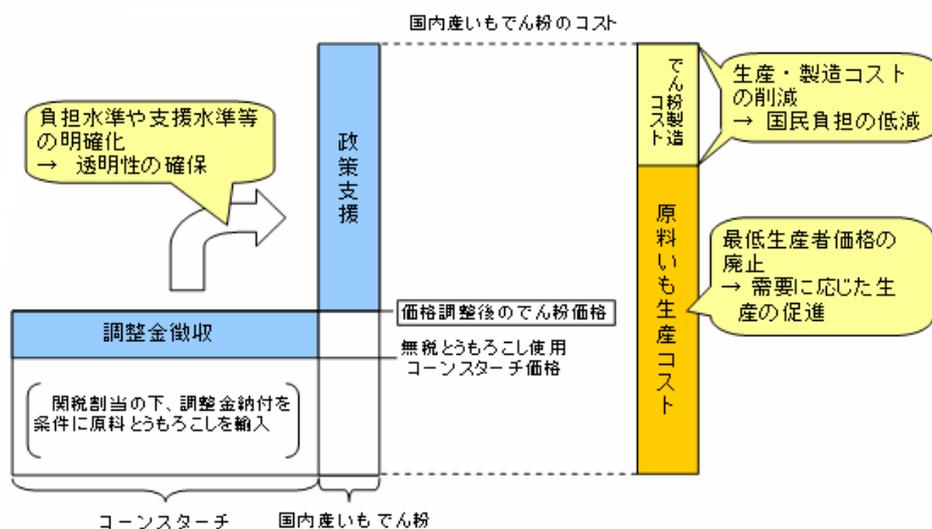
- 零細な生産構造等を踏まえ、品目別政策へ移行
- 最低生産者価格は廃止し、市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行
- 効率的かつ安定的な生産を図るための生産体制を確立するため、地域の担い手や生産組織の育成、法人化の推進等を促進することが必要
- 最大限の合理化を前提に、国内産いもでん粉製造事業者に対して政策支援を実施
- 抱合せに代わり、コーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収する制度を創設

新たな制度の下では、生産者の収入はでん粉製造業者から支払われる品代（取引価格）と経営安定対策交付金の2種類から構成されている。取引価格は市場動向を適切に反映する仕組みとして、かんしょでん粉の価格を生産者とでん粉製造業者との間であらかじめ定めて比

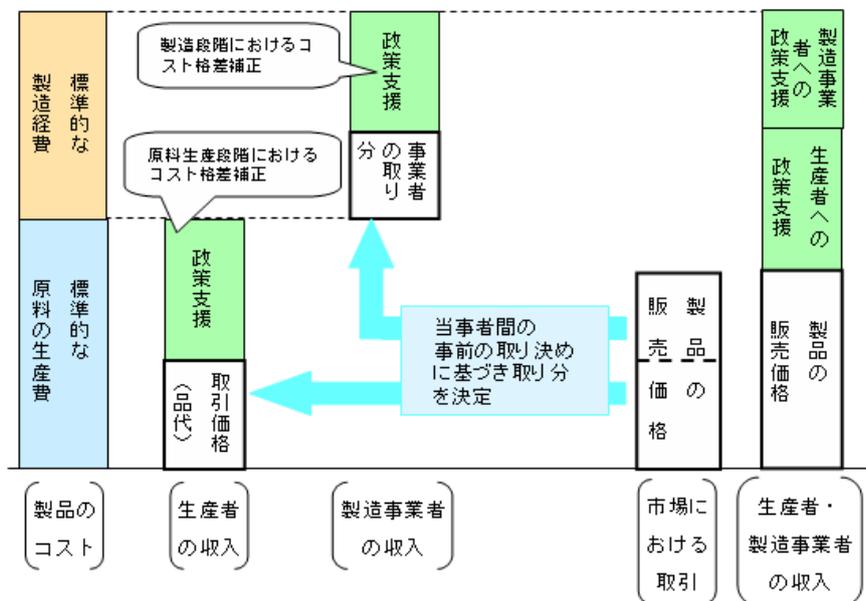
率により分配して形成される。経営安定対策交付金は、でん粉原料いもの生産コストのうち、取引価格では賄えない部分に着目して支払われる。

一方、でん粉製造業者には、でん粉の販売収入の製造業者分に加えて最大限の合理化を前提に政策支援が行われる。

【調整金制度】



【生産者・製造事業者への支援】



(資料) 農林水産省生産流通振興課資料より